

1	会議の名称	平成28年度富津市国民保護協議会
2	開催日時	平成29年3月10日 13時30分～14時20分
3	開催場所	富津市役所3階 庁議室
4	審議等事項	富津市国民保護計画変更の承認について
5	出席者名	<p>○会長 市長 高橋恭市</p> <p>○委員        関東農政局千葉支局長 森山修実（代理 千葉県拠点        総括農政推進官 鈴木 丞）        海上保安庁木更津海上保安署長 中林久子（欠席）        陸上自衛隊高射学校長 藤田浩和（代理 監理班長        杉 征憲）        君津地域振興事務所長 石橋芳継        君津土木事務所長 木村 滋        君津健康福祉センター長 佐久間文明（欠席）        富津警察署長 荒川 眞（代理 警備課長 仲村尚樹）        副市長 小泉義行、総務部長 白石久雄、市民部長 村        上泰隆（代理 市民課長 相澤智巳）、健康福祉部長        磯貝睦美、建設経済部長 宮崎一行（代理 都市政策        課長 中山正之）会計管理者 中後秀樹、教育部長 能        城雅幸、水道部長 加藤博一、        教育長 岡根 茂、消防長 小柴 登        消防団長 石井輝之（代理 消防団本部長 森田和博）        東京電力（株）パワーグリッド木更津支社長 西村幸        治（代理 木更津支社次長 五嶋晋司）、東日本電信電        話（株）千葉事業部千葉支店長 鳥越 隆（代理 木        更津営業支店長 井出一幸）、東日本旅客鉄道（株）君        津駅長 鈴木康彦（代理 助役 宮崎正成）、富津地区        区長会長 白石良造（欠席）、大佐和地区区長会長 鈴        木利一朗、天羽地区区長会長 川名健一</p> <p>○事務局        総務部防災室        防災室長 宇山則幸、主査 成田政勝、主事 在原善        行</p>
6	公開又は 非公開の別	公開 ・ 一部非公開 ・ 非公開
7	非公開の理由	富津市情報公開条例第23条第 号に該当 (理由)
8	傍聴人数	0人（定員5人）

9 所管課	総務部 防災室 電話 80-1266
10 会議録 (発言の内容)	別紙のとおり

上記会議の経過を記載し、事実と相違ないことを証するためにここに署名する。

平成29年3月27日

会議録署名委員

石橋芳継

会議録署名委員

木村 滋

平成28年度 富津市国民保護協議会会議録

発言者	発言内容
宇山室長	<p>定刻となりました。</p> <p>委員の皆様には、年度末のお忙しい中にもかかわらず、ご出席をいただき誠にありがとうございます。</p> <p>協議会の開会に先立ちまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。</p> <p>①会議次第</p> <p>②富津市国民保護協議会委員名簿</p> <p>③席次表</p> <p>④富津市国民保護協議会委員意見一覧表</p> <p>⑤平成28年度富津市国民保護計画変更案 新旧対照表</p> <p>⑥武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律</p> <p>⑦富津市国民保護協議会条例</p> <p>を、お手元にお配りしております。資料に不足はございませんでしょうか。</p> <p>それでは、ただ今より平成28年度富津市国民保護協議会を開会させていただきます。</p> <p>本日、ご出席いただきました委員の皆様の紹介につきましては、出席者名簿及び席次表にて代えさせていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。</p> <p>総務部 防災室 成田主査 同じく 在原主事</p> <p>そして、私、防災室長の宇山でございます。</p> <p>どうぞよろしくようお願い申し上げます。</p> <p>以降、着座にて進めさせていただきます。</p> <p>本協議会につきましては、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」第39条第3項の規定に基づ</p>

き、「国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、市町村協議会に諮問しなければならない」と規定されていますので、本会議を設置しているものでございます。

ここで、会議に先立ちまして、会議の成立についてご報告いたします。

本会議は、富津市国民保護協議会条例第4条の規定により、会議の開催は過半数の委員の出席が必要となりますが、本日は、委員25名中、欠席3名で22名の出席をいただいておりますので、会議は成立していただきますことをご報告いたします。

また、本日の国民保護協議会は公開で行われます。傍聴される方は、配布いたしました傍聴要領を遵守し、会議の円滑な運営にご協力をお願いいたします。

また、会議録作成のため録音させていただきますことと、記録のため会議中に写真撮影を行うことがありますので、あらかじめご承知おきください。

それではここで、富津市国民保護協議会の会長であります富津市長、高橋恭市より御挨拶を申し上げます。

会長（市長）

本日は、ご多用のところ、平成28年度富津市国民保護協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

皆様には、日頃より富津市政の推進に当たりまして、格別のご理解、ご協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

さて、本日の議題となっております国民保護計画につきましては、武力攻撃や大規模なテロなどが発生した場合に、国の方針に基づき、市が国や県、関係機関等と連携協力して、迅速かつ的確に住民の避難や救援などを行うことができるよう、あらかじめ定めておくものであります。

本市の国民保護計画につきましては、平成19年1月に策定したものであります。この間に行われた市の組織改編や、県

の国民保護計画との整合を図るため変更しようとするものであります。

本日は、富津市国民保護計画の変更につきまして、ご審議いただきますので忌憚のないご意見、ご提言など頂戴できればと存じます。

簡単ではございますが、私からの挨拶といたします。

宇山室長

それでは、これより、会議に入りますが、富津市国民保護協議会条例第4条の規定によりまして、市長に議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

会長（市長）

それでは、「平成28年度富津市国民保護協議会」を開催いたします。

はじめに、会議次第3、会議録署名人の指名をさせていただきます。私をご指名する方をお願いすることによろしいでしょうか。

（異議なしの声）

ありがとうございます。

それでは今回は、

【君津地域振興事務所長の石橋委員】

【君津土木事務所長の木村委員】

の2名の方々をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声）

それでは今回は、石橋委員と木村委員を署名人と致しますので、よろしくお願い致します。

早速議事を進めさせていただきます。

議題、富津市国民保護計画の変更について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

成田主査

恐縮ですが、着座にて御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速説明に移らせていただきます。

富津市国民保護計画は、外国からの武力攻撃事態や大規模テロ等の際して市が迅速・的確に市民を保護するためにあらかじめ策定する計画です。このため、国の「国民の保護に関する基本指針」この指針にそって策定する千葉県国民保護計画に整合させるため本日の会議を開催させていただきました。

本日の改正案につきましては、事前に照会し、回答いただきましたご意見を、資料1「富津市国民保護協議会委員意見一覧表」にまとめました。

また、これらの意見を反映いたしました新旧対照表を、新たに資料2「平成28年度富津市国民保護計画変更案 新旧対照表」にまとめてございます。

資料1は左から、富津市国民保護計画のページ数、意見、回答、変更案、右下に資料のページ数となっております。

資料2は左から、平成19年度に策定した富津市国民保護計画のページ数、変更前の記載、変更後（案）の記載、変更理由、右下に資料のページ数となっております。

なお、資料1「富津市国民保護協議会委員意見一覧表」に記載しております意見ですが、資料2に重複して記載しておりますので、資料2で説明させていただきます。

ここからは、資料2富津市国民保護計画平成28年度修正新旧対照表に添って説明いたします。

それでは新旧対照表1ページをご覧ください。

富津市国民保護計画1ページ「市の責務」の中で変更前下線部分を千葉県国民保護計画と整合させるため、文章を追加しようというものです。

富津市国民保護計画2ページ(5)避難・救援等の記述を充

実の中で、変更前の下線部分が「災害時要援護者」と表記されていますが、これは災害対策基本法の中で、高齢者・障がい者・乳幼児その他の特に配慮を要する人を規定している表記です。この部分が、平成25年6月の災害対策基本法の改正により「要配慮者」に呼称が変わったので名称変更しようとするものです。

富津市国民保護計画5ページに記載されております「国民の保護に関する措置の仕組み」の中で「警報等の伝達手段に緊急情報ネットワーク（Em-NET）全国瞬時警報システム（J-アラート）の記載を、国の基本方針に従い追記しようとするものです。

Emネットは、国と都道府県及び市町村が、行政専用回線で必要な情報を送受信するシステムでございます。

また、Jアラートは、弾道ミサイル発射情報等の緊急情報が、消防庁から人工衛星を用いて瞬時に送信されるシステムでございます。

富津市国民保護計画7ページに記載されております「指定地方行政機関の名称及び業務大綱の記載が県国民保護計画と不整合になっている部分は、修正案のとおり千葉県国民保護計画と整合しようとするものです。併せて東京防衛施設局が北関東防衛局へ、関東農政局千葉農政事務所が関東農政局へ、航空交通管制部が東京航空交通管制部へ変わっていますので名称変更しようとするものです。

富津市国民保護計画8ページ、1地形、3人口分布は時点修正です。4道路の位置ですが、変更前の国民保護計画が策定された平成18年度には館山自動車道は開通していなかったため、現在にあわせて時点修正しようというものです。

富津市国民保護計画11ページ、本市における人口流動の中で通勤・通学者の状況と観光客数は時点修正しようというものです。本市における通勤・通学者数については、時点修正のうえ、値の大きい順に並び替えようというものです。

富津市国民保護計画 13 ページ、NBC 攻撃の記載がございませんでしたので国の基本方針に従い追記しようというものです。NBC 攻撃の N とは核兵器（ニュークリア）を用いた攻撃を指し、B とは生物兵器（バイオ）を用いた攻撃を指し、C とは化学兵器（ケミカル）を用いた攻撃を指します。

富津市国民保護計画 15 ページ、部局名、平素の業務は組織改編及び事務分掌の整理として表の差し替えをしようというものです。

富津市国民保護計画 17 ページ「職員参集基準」18 ページ「市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員」は組織改編のため表の差し替えをしようというものです。

富津市国民保護計画 26 ページ ア 警報の伝達体制の整備「要配慮者」については、富津市国民保護計画 2 ページ「要配慮者」でご説明したとおりです。イ 防災行政無線の整備等ですが、富津市ではデジタル化を推進しており、富津市地域防災計画と整合を図るため追加記載しようというものです。

富津市国民保護計画 27 ページ収集・報告すべき情報ですが、千葉県国民保護計画と整合させるため、項目を追加しようというものです。

富津市国民保護計画 31 ページ、市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料の表ですが、平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正から自ら避難することが困難な者で、特に支援を要する者を「災害時要援護者」から「避難行動要支援者」としました。

富津市国民保護計画 34 ページ、生活関連等施設の種類及び所管官庁において平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正から、表中の文部科学省・経済産業省から原子力規制委員会に所管省庁を変更しようというものです。

富津市国民保護計画の 37 ページ、変更後の事項、第 4 要配慮者の支援体制の整備 1. 要配慮者に関する配慮の記載で



すが、「要配慮者」については、富津市国民保護計画 2 ページ「要配慮者」でご説明したとおりです。

富津市国民保護計画 4 2 ページ市国民保護等連絡室の組織構成図は、組織改編のため表の差し替えをしようというものです。

富津市国民保護計画 4 6 ページ、市対策本部の組織構成は組織改編のため表の差し替えをしようというものです。

富津市国民保護計画 4 7 ページから 5 4 ページ、市の各部等における武力攻撃等における業務は、組織改編及び事務分掌の整理のため表の差し替えをしようというものです。

富津市国民保護計画 6 5 ページ・6 6 ページ、市のホームページのアドレスを時点修正しようというものです。

富津市国民保護計画 6 5 ページ警報の内容の伝達に全国瞬時警報システム（J-アラート）と富津市安全安心メールを追記しようというものです。

富津市国民保護計画 6 7 ページ、要配慮者に対する情報の伝達については、前述、富津市国民保護計画 2 ページでの説明と同じです。

富津市国民保護計画 7 0 ページ、⑤集合に当たっての留意事項についても、前述、富津市国民保護計画 2 ページでの説明と同じです。

富津市国民保護計画 7 1 ページ イ 避難実施要領の策定の際における考慮事項について、平成 2 5 年 6 月の災害対策基本法の改正において、切迫した災害の危険から逃れるため市長が指定したものが、一時避難場所から指定緊急避難場所に名称が変わりましたので変更しようというものです。

富津市国民保護計画 7 2 ページ・7 3 ページ イ 消防機関の活動について、ですが、前述、富津市国民保護計画 2 ページでの説明と同じです。

富津市国民保護計画 7 8 ページ、救援の基準等、この中の関

係省庁が変更されていますが、平成25年6月の災害対策基本法の改正において、国民保護法の救援事務の所管が厚生労働省から内閣府へ移管されたことに伴い、所管省庁を変更しようというものです。

富津市国民保護計画82ページ、5.市による安否情報の収集及び提供の基準ですが、千葉県国民保護計画との整合を図るため追記したものです。

富津市国民保護計画88ページ、医療救護体制の整備については、千葉県国民保護計画と整合させるため追加記載しようというものです。

富津市国民保護計画91ページ イ 国の方針に基づく措置の実施についてと、エ 汚染原因に応じた対応 県国民保護計画と整合させるため追加記載しようというものです。

富津市国民保護計画97ページ保健衛生対策について千葉県国民保護計画と整合させるため追加記載しようというものです。

富津市国民保護計画106ページ攻撃手段による分類 千葉県国民保護計画と整合させるため追加記載しようというものです。

富津市国民保護計画119ページテロ発生時関係機関の役割表の市と県の順番を入れ替えしようというものです。

富津市国民保護計画120ページ放射性物質テロ発生時の関係機関連携モデルの表について、所管官庁が平成25年6月の災害対策基本法の改正から、表中の文部科学省・経済産業省から原子力規制委員会に所管省庁を変更しようというものです。

また市では、平成29年4月1日付けにて組織改編を予定しておりますが、この組織改編に係る条例・規則につきましては、公布前であり、本日の資料は、現行の組織名としております。改編後の内容につきましては、口頭にて説明させていただきます。

す。

課の改編につきましては、総務課防災室が防災安全課となることのほか、建設経済部管理課が建設課に統合になります。

富津市国民保護計画（17ページ）職員参集基準、総務課の上に防災安全課を追記します。

富津市国民保護計画（41ページ、109ページ）初動時情報連絡体制、総務課長から防災安全課長に変更いたします。

富津市国民保護計画（42ページ、110ページ）参集人員に防災安全課職員を追記します。

富津市国民保護計画（45ページ）市対策本部事務局（総務部）を防災安全課に変更いたします。

富津市国民保護計画（47ページ）総務部総務の変更後の担当課名を総務課の上に、防災安全課を追記します。また、それに伴いまして、総務班の班長を総務課長から防災安全課長に変更いたします。

富津市国民保護計画（51ページ）担当課名の欄から管理課を削除するものであります。

このことも含めて変更に係る事務局説明とさせていただきますので、よろしく御審議の程、お願い申し上げます。

会長（市長）

事務局の説明は終わりました。

続いて質疑に入ります。

何かご質問等ございますか。なお、ご質問には事務局からお答えします。

（特になしの声）

ご質疑等がなければ、議題「富津市国民保護計画変更について」は、事務局提示の案のとおり変更することに、異議はございませんか。

（異議なしの声）

異議はないようですので、富津市国民保護計画は案のとおり

変更することとします。

これを持ちまして、本日の議題を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

それでは、事務局に司会を返します。

宇山室長

以上をもちまして、平成28年度富津市国民保護協議会を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。